

2012年12月

# フィードバック・ステートメント アジェンダ協議2011

「フィードバック・ステートメント：アジェンダ協議 2011」は、国際会計基準審議会（IASB）が公表したものである。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じるいかなる損失についても、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、何ら責任を負わない。

コピーライト © 2012 IFRS Foundation®

国際財務報告基準（国際会計基準並びに SIC 及び IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案、及び他の IASB あるいは IFRS 財団の出版物は、IFRS 財団の著作物である。出版物及び著作物に関する事項は下記に照会されたい。

IFRS Foundation Publications Department

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

すべての権利は保護されている。本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本公表物の日本語訳は、IFRS 財団が承認したレビュー委員会による承認を経ていない。この日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



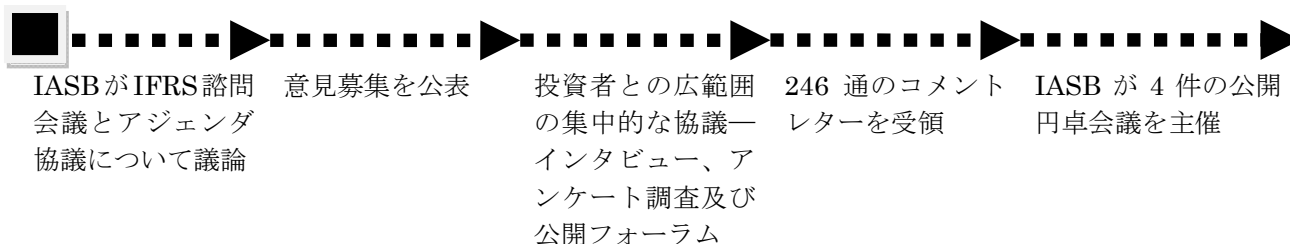
IFRS 財団ロゴ／IASB ロゴ／‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’ 及び ‘SIC’ は IFRS 財団の商標である。

## アジェンダ協議 2011

### 目 次

序 言	4
専門的作業プログラム	6
適用及び維持管理	6
適用後レビュー	7
概念フレームワーク	7
トピック	7
アプローチ	8
範 囲	8
主要な IFRS プロジェクト	9
調査研究プロジェクト	11
より長期のもの	13
その他の論点	13
基準レベルのプロジェクト	13
その他の活動	15
調査研究と証拠に基づく基準設定	16
各国会計基準設定主体及び地域団体	17
協 議	18
IFRS 諮問会議	18
意見募集	18
投資者	19
アウトリーチ活動	20
公開の円卓会議	20
寄せられた意見と我々の対応	21
概念フレームワーク	21
調査研究	23
基準レベルのプロジェクト	26
適用後レビュー	27
適用の支援及び基準の維持管理	29
基準設定プロセス	31
コメント提出者	33

## 序 言



### 新たな 1 章

最近 10 年間に、まさに財務報告の革命と呼ぶべきことが起きました。世界中でのさまざまな出来事、例えば、アジアの金融危機、エンロン事件の副産物、そして直近では世界的金融危機、これらはすべて、現代の金融市場の国際的な相互関連性を明らかにするものでした。最近 10 年間に、財務報告は時代に追いつく努力をしてきました。20 世紀の各国別の会計制度から、21 世紀にふさわしい国際的な会計基準への動きです。G20 の過半数を含む 100 か国以上がこの移行を完了しました。

財務報告に関わるすべての人々にとって、最近の 10 年間はほとんど絶え間ない変化の期間でした。第 1 に、各法域は自国の国内基準から IFRS への移行に対処する必要がありました。

第 2 に、非常勤者で構成された IASB の前身機関から受け継いだ基準それ自体も改善が必要でした。第 3 に、IASB と FASB のコンバージェンス・プログラムが一層の変化をもたらしました。最後に、金融危機への適時の対応の必要が、この絶え間ない変化という感覚を増幅しました。幸い、IFRS 物語のこの最初の章は終りが見えてきました。

それでは、IFRS 物語の次の章は何でしょうか。IASB は何を将来のアジェンダの一部として優先すべきなのでしょう。この質問に答えるため、IASB は作業プログラムに関する広範囲の公開協議を行ってきました。

私たちは幅広く、IASB への定例的なコメント提出者ではない投資者や産業界の人々からの意見を求めて協議を行いました。アジア・オセアニア地域、欧州、北米、南米で公開の議論を開催し、私たちの新たな作業プログラムに関する意見を求めて何千人もの人々と接触しました。



コメント要約を IASB に提示	寄せられた意見を IFRS 諮問会議と 議論	IASB が、寄せられ た意見の要約と、 プロジェクト優先 順位の戦略案及び 当初の識別を検討 し、承認	IASB がフィード バック・ステート メントを公表（今 後 3 年間の優先順 位の声明を含む）
---------------------	------------------------------	---	--

私たちは、何を優先事項とすべきなのかについて思慮深い助言を提供する 240 通以上のコメントレターを受け取りました。

この文書は、それらの回答を要約したものです。私たちがこの広範なアウトリーチのプログラムで聞いた内容と、私たちがどのように対応するつもりなのかです。

要約すると、5つの明確なメッセージがありました。

第1に、回答者は、絶え間ない変化の10年間の後には、混乱を收拾して皆が新しい基準に習熟できるようにするため、比較的平穏な期間を置くべきだと要望しました。第2に、私たちの基準設定に首尾一貫した実務的な基礎を提供するため、IASBが「概念フレームワーク」に関する作業を優先することにほぼ全員一致の支持がありました。第3に、新たにIFRSを採用する人々のニーズに対応するために、私たちの基準への焦点を絞った改善を行うよう要望を受けました。

第4に、基準の適用及び維持管理にもっと注意を払うよう要望を受けました。これには、最近公表された基準の適用後レビューのプロセスが含まれます。最後に、私たちが基準を開発する方法そのものを改善するよう要望を受けました。私たちの作業の調査研究段階を前倒しで実施し、より厳格なコスト便益分析と問題定義を行うことで、「概念フレームワーク」の作業とあいまって、私たちのプロジェクトについて誤った着手を少なくし、より規律のある作業計画と日程表をもたらすというものです。

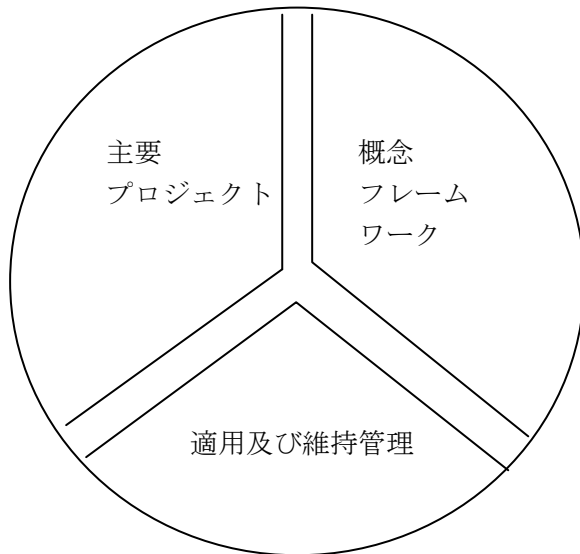
私たちは過去の作業計画の残りの要素の完成に移る中で、すでにこの新たな作業プログラムに関する取決めを実施し始めています。同時に、世界中の会計基準設定のコミュニティとのより協力的な作業の方法を提案しました。会計基準アドバイザー・フォーラムを使って、より早期の段階で、より統合化した方法で、作業に関与してもらうためです。

これらの動きは、IFRS物語の新たな1章に向けてのものです。その章の特徴となるのは、より適切で協力的な基準設定のアプローチと、「概念フレームワーク」への重点とともに、基準への非常に的を絞った改善や基準の適用及び維持管理の重視です。

私たちの新たな作業プログラムは、多くの困難なトピックを扱うものとなります。しかし、幅広いIFRSコミュニティの支援を受けて、そうした試練に立ち向かうことを楽しみにしています。

ハンス・フーガーホースト

## 専門的作業プログラム



IASB の技術的プログラムは、  
3つの領域に重点を置く。

- ・適用及び維持管理（適用後レビューを含む）
- ・概念フレームワーク
- ・少数の主要 IFRS プロジェクト

### 適用及び維持管理

IASB は、IFRS を執行することはできない。しかし、執行可能な基準の開発に責任を負っており、今後は適用上の懸念への対処により一層重点を置くことになる。

IASB に寄せられた意見は、新たな要求事項を作成するよりも既存の IFRS 要求事項のポートフォリオの維持管理にもっと重点を置くべきだと提案していた。維持管理という用語で我々が意図しているのは、解釈指針、狭い範囲の改善（年次改善を含む）及び教育である。

それらのコメント提出者の多くは、コンバージェンスに重点を置いた共同プロジェクトが支配的であった期間が終わり、これからは、IASB と IFRS 解釈指針委員会が、IFRS の実務上の適用に関する事項の対処にもっと積極的になるべき時期であるとの考えを示していた。

IASB と IFRS 財団のデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) は、2011 年初めに IFRS 解釈指針委員会 (解釈指針委員会) のレビューを完了したが、そこでも同様のメッセージを受けていた。

特に、DPOC は、IASB 及び解釈指針委員会と協力して、解釈指針委員会がより広い範囲の要望を扱えるようにするための改訂版のアジェンダ要件を開発した。

また解釈指針委員会には、適用上の事項を扱うためのより広範囲の方法が与えられた。これには、年次改善プロセスの範囲を超える、対象を絞った狭い範囲の修正を IASB に提案することや、追加の設例の提案などがある。IASB はまた、解釈指針委員会が扱わないと決定した論点に関するコミュニケーションについても改善策を講じ、解釈指針委員会のアウトリーチと、どの事項を扱うかに関する決定をめぐる透明性を拡大した。これらの変更の適用により、解釈指針委員会がより広範囲の要望を扱えるようになる。

IASB と DPOC は、IASB と解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブックの改訂作業を共同で行い、それらを統合して、IASB と解釈指針委員会が共同で作業することを強調した。

## 適用後レビュー

2007年に、評議員会は、新たな基準又は大規模修正のそれぞれについての公式の適用後レビュー（PIR）のプロセスを導入した。IASBはこれらのレビューを基準の維持管理の重要な一部と見ている。

最初のレビューは、IFRS第8号「事業セグメント」に焦点を当て、2012年初めに着手した。我々はPIRの手法を開発する際に幅広く協議を行った。我々は、よりオープンで透明性のあるプロセスを提供するため、レビューの初期の部分に公開協議のステップを導入した。

それぞれのレビューには、2つのフェーズがある。第1フェーズでは、レビューの範囲を設定する。これは作成者、利用者、監査人、証券規制機関、基準設定主体、他の利害関係者、及びIFRS諮問会議との協議に基づく。この初期協議は、公開の情報要請で問う質問の設定に役立つ。

第2フェーズでは、レビューするIFRSの評価に役立てるため、情報要請、広範囲のアウトリーチ及び既存の研究のレビューを通じて、情報を収集する。寄せられるコメントレーターとIASBの議論は公開する。レビューで知ったことを検討した後、発見事項を示し実行予定の行動を識別した報告書を公表する。この報告書もDPOCが検討する。

公式のPIRプロセスは、IASBが行っている基準の適用のレビューのための他の仕組み（解釈指針、年次改善、証券規制機関との接触、IASBの作業計画に関する3年ごとの協議）を補足するものである。

次に予定しているPIRの対象はIFRS第3号「企業結合」である。レビューの範囲設定のための若干の予備的作業を開始しているが、主要な作業は、IFRS第8号のPIRにプロセスがどのくらい有効だったかを判断してから開始する。

## 概念フレームワーク

IASBが「概念フレームワーク」の改訂を優先することについて、強力かつ広範な支持がある。5月に、我々は「概念フレームワーク」プロジェクトの再開を決定した。5つのトピックに重点を置いている。報告企業、表示（その他の包括利益を含む）、開示、構成要素、測定である。

我々は、IASBの将来の作業の基礎を形成するこの重要なフレームワークの設定に向けてできるだけ速やかに動くべきだと考えている。したがって、意欲的な目標を設定し、「概念フレームワーク」の新たなセクションを2015年9月までに完成することを目指している。最初の主要な達成目標は、ディスカッション・ペーパーであり、2013年6月に公表する予定である。

## トピック

IASBとFASBは、過去に報告企業の性質を検討し、2009年に公開草案を作成した。このトピックに関する作業は、財務情報の作成対象となる企業の性質を明確化するのに役立つであろう。

我々は、フレームワークの表示のセクションを重要なものと見ている。主要財務諸表（損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財政状態計算書）は報告企業の活動への窓だからである。特に重要なのは財務業績の表示方法であり、これには、その他の包括利益（OCI）及びリサイクリングの役割の検討が含まれる。

IASBがIFRSにおける開示要求を見直すことへの要望が増大している。財務諸表はますます、扱いにくく、企業の業績の理解を困難にする開示が目立つものと見られている。これは開示の負荷と呼ばれることがあるが、より広い問題点は、財務報告書における開示の有効性に関して広く持たれている懸念である。フレームワークのプロジェクトは、我々が基準における開示要求を開発するのに利用できる開示の原則を開発することを目指すことになるであろう。

## 専門的作業プログラム（続き）

リース、排出権取引スキーム、料金規制事業、非金融負債のプロジェクトに関する作業で、現在の「資産」と「負債」の定義に関するいくつかの問題が明らかになった。我々は、現行の定義を精緻化し明確化する予定である。

現在のフレームワークでは、いくつかの測定アプローチを識別しているが、特定の事象・活動又は資産・負債についてどの測定アプローチが適切なのかに関する指針をIASBに提供していない。フレームワークは、特定の取引についての当初測定及び事後測定のアプローチを設定する際に、IASBがどのような要因を考慮すべきかについて明確な指針を提供すべきである。

### アプローチ

IASBは、最初の10年間に、各国基準設定主体との2者間協定を通じ、共同プロジェクトを使用して、IFRSと各国の財務報告の要求事項とのコンバージェンスを行った。こうした2者間協定で最大かつ最重要だったのは、ノーワーク合意とそれによる覚書（MoU）に反映されたIASBと米国財務会計基準審議会（FASB）との取決めである。概念フレームワークのプロジェクトは、2005年の開始時には共同プロジェクトであり、IASBとFASBは協力して両者の既存のフレームワ

ークを置き換える作業をした。

両者の取組みは、財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性の各章の完了として結実した。IASBとFASBは、2010年に概念フレームワークに関する作業を中断し、IASBとFASBが優先度の高い基準レベルのプロジェクトに集中できるようにした。

IASBは、概念フレームワークを改訂するプロジェクトを、共同プロジェクトではなくIASBのプロジェクトとして進める予定である。しかし、他の基準設定主体が概念フレームワークの経験があることを認識しており、彼らにプロジェクトに関与してもらうつもりである。特に、意欲的な日程と本プロジェクトの長期的で広がりのある影響を考慮すると、幅広い協議を行うことが非常に重要である。

概念フレームワークの開発を、基準レベルのプロジェクトで扱う種類の取引や問題点と切り離すことはしない。基準レベルのプロジェクトと概念フレームワークのプロジェクトは、互いに情報を与えあうことができるし、またそうすべきであり、リース、排出権取引スキーム、料金規制事業、非金融負債で生じた実務上の問題のいくつかを使って、我々は、フレームワークで開発する概念を検証する。

我々は、報告企業、表示（その他の包括利益を含む）、開示、構成要素、測定に関する考え方を同時に開発することを決定している。これらのトピックは関連しており、各章と一緒に開発することにより、概念の矛盾のリスク（各章を順次開発するとした場合には避けられないリスク）が低減すると考えている。

### 範囲

IASBは、IASBとFASBが2010年に完成させた目的及び質的特性の各章の大規模な見直しは行わないことも決定している。ただし、新たな各章を開発する中で行う決定を踏まえて必要な修正は行う。

フレームワークの新たなセクションを完成させていく中で、IFRSの一部の局面について新たな概念との矛盾が識別されることは必然である。新たな概念フレームワークの完成は、概念フレームワークとIFRSとの間の不整合のすべて又はいずれかへの対処をIASBに強制するものではない。我々は、概念フレームワークのプロジェクトの一環として矛盾点を識別する予定であるが、基準の変更を行うことの相対的な緊急性又は必要性は、IASBの通常の専門的プログラムの一部として、他の財務報告上の論点とともに検討される。



## 主要な IFRS プロジェクト

今後3年間にわたり、IASBは広範囲の研究及び開発のプログラムを推進する。各プロジェクト候補で解決すべき問題の明確化に重点を置くものである。調査研究プロセスには、IASBが基準の変更又は新基準の開発のためのプロジェクトを行うべきかどうかの評価が含まれる。基準レベルのプロジェクトは必要ないと判断する場合もあり得る。修正を要する問題点が確かにあることの識別は不可欠である。すべての新基準又は基準修正は、問題点の解決策である。その問題点がうまく定義されていない場合や、解決の必要性が証明されていない場合には、効果的な解決策を提供することが困難になる。

このアプローチにより、IASBは、場合によっては会計諸団体のネットワークと共同で、調査研究ペーパー又はディスカッション・ペーパーを、IASBが基準レベルの解決策を開発するのに値する潜在的な問題点を利害関係者が識別しているかどうかを評価する際の最初のステップとして、開発する。

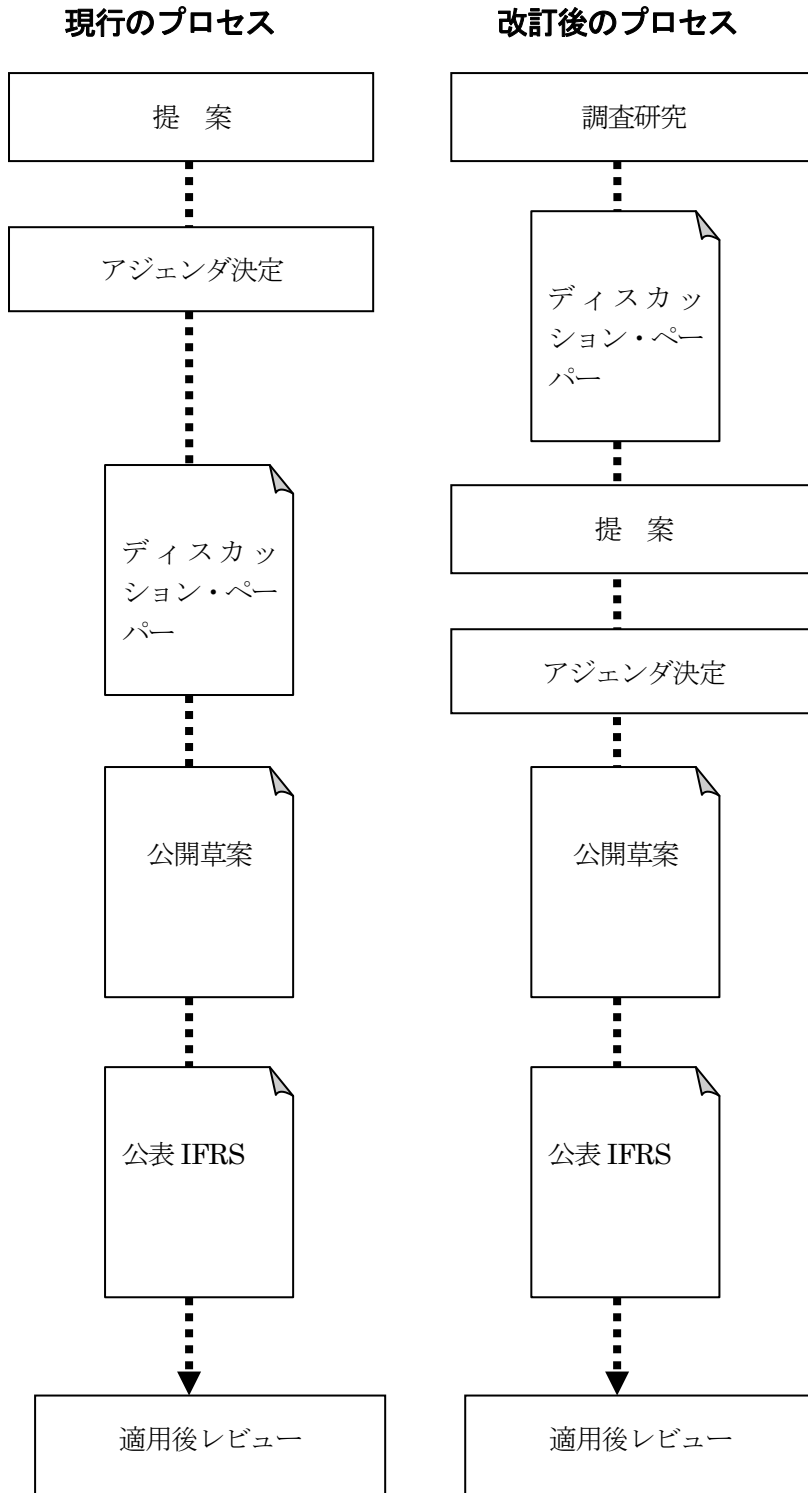
基準を変更するプロジェクトが正当化されると判断した後は、変更を実施するためにプロジェクトをいつ作業プログラムに加えるべきかを特定することが、第2順位の問題となる。

各論点について、スタッフはIASBに問題点の広さと深さの理解を助けるための情報を、証拠とともに提供する。スタッフは、潜在的な解決策の評価も提供し、各アプローチの相対的なコストと便益の予備的評価を行う。これには、その問題又は類似の問題に関する研究の検討が含まれる場合がある。また、潜在的な解決策について作成者及び投資者と協議したいと考える場合もあり得る。さまざまな選択肢の潜在的なコストをもっと知り、投資者が現在受け取っている情報が不足していると主張している領域を識別できるようにするためである。これは、便益がコストを上回る可能性の低い選択肢をIASBが除外するのに役立つ。

プロジェクトが基準レベルのプロジェクトとなるのは、問題点が適切に定義され、高品質で適用可能な解決策をスタッフが識別したとIASBが確信する場合のみである。このプロセスが有効に機能すれば、プロジェクトがIASBの基準レベルの作業計画に正式に加えられた後に、公開草案及びその後の基準の開発に要する期間は、現在よりもかなり短くなるであろう。

これらのすべてを我々が単独で行うことはできない。この計画を機能させるためには、各国基準設定主体や他の利害関係者の協力が必要となるとともに、我々が調査研究能力を開発することが必要となる。

## 専門的作業プログラム（続き）



IASB は、広範囲のトピックについて調査研究プログラムを開発する。

新たな IFRS を開発するプロジェクトは、調査研究をディスカッション・ペーパー（一般のコメントを求めるため公開）で公表した後はじめて考慮する。

すべての調査研究が基準レベルのプロジェクトにつながるわけではない。

## 調査研究プロジェクト

### 優先プロジェクト

受け取った意見に基づき、我々は、優先する調査研究プロジェクトとして次のものを識別した。

- ・ 排出権取引スキーム
- ・ 共通支配下の企業結合
- ・ 割引率
- ・ 持分法会計
- ・ 無形資産、採掘活動、研究開発活動
- ・ 資本の特徴を有する金融商品
- ・ 外貨換算
- ・ 非金融負債 (IAS 第 37 号の修正)
- ・ 高インフレ経済下の財務報告

このアジェンダ協議は、これらの事項が調査に値するものだと決定するのに十分な情報を IASB に提供した。IASB がこれらの論点に関する調査研究作業を開始するために追加の正式なステップは必要ない。IASB は、調査研究活動に関して IFRS 諮問会議に定期的に報告する。それぞれの調査研究プロジェクトのアウトプットは、報告書又はディスカッション・ペーパーであり、これに関して IASB は一般のコメントを求める。これは、直接に又は 3 年ごとの専門的プログラムの見直しの一環として行われる。

したがって、プロジェクトが前進するのは、追加的な協議の対象とな

ってからである。すべての調査研究プロジェクトが基準レベルのプロジェクトとなるわけではない。特定の論点に関する調査研究の結果、IASB が基準の変更は必要ないと判断する場合もあり得る。そのような結果となれば、調査研究プロジェクトは終了となり、専門的プログラムから削除される。

我々は、これらのプロジェクトの開始日程をずらし、IASB の資源が利用可能となるに従い今後 18 か月に徐々に作業を開始する予定である。IASB のプロジェクト・ページで、プロジェクトに関する調査研究作業の開始やディスカッション・ペーパーの公表予定時期など、作業計画に関する情報を提供する。また、調査研究の開発の際に他の基準設定主体を関与させる予定である。

### 排出権取引スキーム

世界的に、多くの政府が、温室効果ガスの産出の削減を促進するスキームを開発している。これらのスキームは財務報告への影響がある。スキーム管理者から受ける排出枠の会計処理方法や、関連する温室効果ガス排出量に関する負債をいつ、どのように会計処理するのかなどである。ディスカッション・ペーパーでは、取引スキームの一覧、当該スキームに共通する経済的特徴の分析、潜在的な財務報告の解決策の初期評価を提供する。

すでに、さまざまなスキームの特徴の文書化やその経済的影響の評価において相当量の予備的作業を実施している。

### 共通支配下の企業結合 (BCUCC)

グループの再構築や再編は、株式公開の準備に関連するものも含めて、企業結合である。しかし、結合企業を同じ者が支配しているので、これらの取引は IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲から除外される。具体的な要求事項がないため実務の不統一が生じている。関連するトピックは、一般に「プッシュ・ダウン会計」と呼ばれるもので、取得した子会社の資産の新たな価額が当該子会社に「プッシュ・ダウン」される。

この調査研究プロジェクトの目標は、さまざまな形態の再構築の共通の特徴の識別であり、どのような場合に子会社の従前の帳簿価額の使用を継続し、どのような場合に新たな金額 (おそらくは、時価) を使用すべきなのかの識別へ向けての第一段階としてのものである。後者のアプローチは「フレッシュ・スタート」会計と呼ばれることがある。欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) とイタリアの会計基準設定主体 (OIC) が BCUCC に関して最近実施した作業は、このプロジェクトの再開とディスカッション・ペーパーの開発のための良い基礎を提供するであろう。

## 専門的作業プログラム（続き）

### 割引率

多くの基準が、将来キャッシュ・フローの見積りのために使用しなければならない割引率を特定又は参照している。さまざまな基準で、個々の基準の目的に応じて、異なる割引率を特定している。アジェンダ協議中に寄せられた意見は、異なる割引率を使用する理由が十分に理解されていないことを示唆しており、一部の回答者は、こうした相違により IFRS の要求事項が不整合になっていると示唆した。この調査研究プロジェクトでは、IFRS における割引率の要求事項を調査し、これらの相違がなぜ存在するのかを説明し、IASB が対処すべき不整合があるのかどうかを評価する。

### 持分法会計

一部の投資についての持分法会計は、批判されることが多い。利用者に有用な情報を提供しているのかどうかを疑問視する人々がいる一方で、IFRS の他の要求事項（のれんの減損、株式に基づく報酬、共同支配の取決めなど）との相互作用において生じる複雑性及び不整合を指摘する人々もいる。この調査研究プロジェクトには、投資者にとっての有用性及び作成者にとっての困難性の観点での持分法に関する根本的な評価が含まれる。

### 採掘活動、無形資産、及び研究開発活動

オーストラリア、カナダ、ノルウェー、南アフリカの国内基準設定主体のプロジェクトチームが、採掘活動に関する調査研究プロジェクトを実施し、その結果を IASB が 2010 年 4 月に公表した。2010 年 10 月に、IASB は寄せられたコメントを検討した。アジェンダ協議に対する数名の回答者が、IASB は採掘活動を無形資産及び研究開発活動についてより広範囲の検討の一部として研究すべきだと提案した。この調査研究プロジェクトは、広い範囲の活動にまたがる調査活動、探査活動及び開発活動に関する単一セットの財務報告の要求事項を開発することの実行可能性を評価する。

### 資本の特徴を有する金融商品

負債と資本の区別の検討は、「概念フレームワーク」の構成要素に関する作業と連携して行う必要がある。この調査研究プロジェクトでは、現在の要求事項では分類が困難であるか、又は作成者若しくは利用者が分類を疑問視している金融商品の識別に焦点を当てる。これらの金融商品は、「概念フレームワーク」の構成要素の章を開発するスタッフにとってのテスト・ケースとなる。

### 外貨換算

韓国会計基準委員会 (KASB) が、外国為替レートの変動に関連する長期工事契約に関して報告される利益のボラティリティを調査している。この調査研究プロジェクトでは、KASB の作業を検討し、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」について何らかの作業が適切となるのかどうかを評価する。

### 非金融負債

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、ある事象の結果として、負債をいつ認識すべきか又は認識すべきかどうかを扱っている。その事象とは、企業が関連する可能性のある、確実性が低い一部の事象（訴訟の当事者であることや環境の修復に何らかの責任を有していることなど）である。IASB は、2005 年に IAS 第 37 号の要求事項の改訂を提案し、その後 2010 年に提案を改訂して再提示した。IASB は、IAS 第 37 号の修正は全体の再公開なしでは行わないことをすでに表明している。この調査研究プロジェクトは、実務上の困難を生じさせ続けている事例の識別に重点を置く。当初は、「概念フレームワーク」の構成要素と測定各章を開発するスタッフにとってのテスト・ケースを提供するためのものとなる。

## より長期のもの

我々は、さらに3つのトピックを識別した。その性質と複雑性のため、IASBがディスカッション・ペーパー又は調査研究文書の公表を今後3年以内に予定しない事項を扱うものである。しかし、他の基準設定主体が我々に代わってこれらのトピックを調査することを推奨する。我々は、これらのプロジェクトにスタッフを配分する。収集している情報が、IASBが実際にこれらのプロジェクトにおいてより積極的な役割を担う際に役立つようにするためである。

### 法人所得税

IASBとFASBは、法人所得税についてのコンバージェンスしかつ簡素化した基準の開発に成功しなかった。法人所得税の会計処理の根本的な見直しは、重要なプロジェクトとなる。

## 退職後給付（第2フェーズ）

IASBは、IAS第19号「従業員給付」の改訂を完了した際に、年金及び関連する給付のより根本的な見直しの一環として検討を要する事項があることを示唆した。フランスの基準設定主体であるフランス国家会計基準庁が、IASBのために予備的な作業を実施している。

### 株式に基づく報酬

IFRS第2号「株式に基づく報酬」が実務上どのくらい有効となっているのかに関して、さまざまな意見がある。我々は、十分に機能しているように見える基準を有しているが、不釣り合いな数の解釈指針の要請を生じさせてもいる。IFRS第2号について見直しが必要かどうかを検討できるようになるには、何らかの基本的な調査研究が必要である。

## その他の論点

IASBは、1株当たり利益、政府補助金、非継続事業など、いくつかの中断したプロジェクトが依然としてあることを承知している。IASBは、スタッフに対し、これらのプロジェクトをレビューし、それらについて活動方針の提案とともに報告するよう依頼した。

公開協議の開始前に、IASBは、国別報告の要求事項の導入を検討するよう要望された。アジェンダ協議では、こうしたプロジェクトに対する支持がほとんどないことが明らかになっており、我々は、このトピックに関する具体的な作業を行うことを予定していない。

## 基準レベルのプロジェクト

### FASBとのMoU及び共同プロジェクト

IASBは、金融商品、リース及び収益に関する財務報告を改善するためにFASBと作業を行っている。これらの3つのプロジェクトは、FASBとのMoUの一部である。また、IASBは、保険契約に関する基準についても2008年以降FASBと共同で作業を行っている。IASBがこれらのプロジェクトを完了させることに幅広い強い支持があった。IASBは引き続きこれらのプロジェクトに高い優先順位を置く。

## 専門的作業プログラム（続き）

### 新しいプロジェクト

「意見募集」には、広範囲な財務報告の論点の記述が含まれていた。回答者には、IASB がこれらの論点の検討に資源を配分すべきかどうかに関する意見が求められた。

寄せられた意見は、回答者にとって重要な領域を明らかにした。これらのトピックに対処して、IFRS の品質を維持し、又はガイダンスの既知の空白部分を埋める必要がある。このプロセスではその他、我々が優先事項として扱うべきではない重要度の低い領域も識別した。個々の基準レベルのトピックに関して我々が受け取った意見を以下に論じている。我々が検討する最初の3つのプロジェクトは、次のものである。

- ・ 農業（特に、果実生成型の生物資産）
- ・ 料金規制事業
- ・ 個別財務諸表：持分法の使用

我々が、検討すべき最初のプロジェクトとしてこれらの3つのプロジェクトを選択したのは、将来のプロジェクトに対する提言を求めたアジェンダ協議に関して寄せられたすべての意見に耳を傾けた後であった。

### 農業

IAS 第41号「農業」では、農業活動を行う企業に、農業資産の生物学的変化を、当該資産を時価（この場合、売却費用控除後の公正価値）で測定することにより報告するよう要求している。IAS 第41号の適用の経験を踏まえ、一部の作成者は、収穫物を生成する生物資産（果樹やぶどうの木など）にこの方法論を適用する方法の見直しをIASBに求めた。作成者は、果実生成型の資産を収穫物と別個に測定することの実務上の困難について懸念を示した。また、収穫物とは違い、果実生成型の資産は販売されず、生産能力は収穫物の生成時に消費されるとも指摘している。アジェンダ協議への回答者は、IAS 第41号のこの側面の見直しに幅広い支持を表明した。

マレーシア会計基準審議会とアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）がすでにこの論点の予備的分析を実施しており、IASB スタッフはプロジェクト提案を開発する際にこれを使用した。

2012年9月にIASB、10月にIFRS 諮問会議が、この提案を検討し、IASB は果実生成型の生物資産に焦点を当てたIAS 第41号の狭い範囲の見直しを行うと決定した。IASB は2013年の前半に公開草案の公表を目指している。

### 料金規制事業

多くの国々で、エネルギーなどの不可欠なサービスの価格と安定を提供するよう設計された規制がある。多くの異なる形態のスキームがあり、規制対象企業に与えられた責任又は権利のレベルが異なる。一部のスキームでは、企業が資産から生成する権利のあるリターンを定義し規制している。資産の建設を助成するよう設計されたスキームもある。

対処すべき論点は、料金規制により、ある期間にコストが発生して別の期間に当該コストを回収することになる場合に、資産又は負債が発生するのかどうかである。一部の国内基準は、当該法域での規制に基づき、この事項に関して具体的なガイダンスを設けている。IFRS には同等のガイダンスがない。IASB は、2009年に料金規制事業に関する公開草案を公表した。しかし、2010年に、根本的な論点の一部が早急に解決できないと判断し、プロジェクトを中断した。

作成者と投資者から、IASB がこの論点を再検討することに強い支持があった（特に、こうしたスキームを有する国々から）。直近の公開草案に関する作業の経験を踏まえ、一般に公開する次の文書としてディスカッション・ペーパーを作成する予定である。

IASB は、IFRS に移行中の法域のために、主要な料金規制事業プロジェクトの結果が出るまでの暫定基準を開発すべきかどうかを検討する。

## 個別財務諸表：持分法の使用

企業が個別財務諸表を作成する際に、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を原価又は公正価値で測定する選択肢がある。一部の国々の会社法では、上場企業に、これらの投資を持分法会計で測定した個別財務諸表を表示するよう要求している。したがって、これらの国々の企業は、現在、2組の財務諸表を作成しなければならない。

影響を受けるこれらの国々（特にラテンアメリカから）の利害関係者から、我々がこの論点に対処することに強い支持があった。2005年までは、こうした投資の測定に持分法を使用する選択肢が認められていた。その選択肢は、2005年に、利用可能な選択肢の数を削減するIASBの改善プロジェクトの一環として削除された。

我々の理解では、この選択肢を認めることにより、おそらく、情報の喪失を生じずにコンプライアンス費用が削減されることになる。

我々は、この持分法会計を使用する選択肢を復活させ、子会社と共同支配の取決めとのバランスに関するいくつかの事項を明確化するよう、IAS第27号「個別財務諸表」を修正する提案を検討する。

## その他の活動

### イスラム（シャリア準拠）の取引及び金融商品

IASBは、イスラム（シャリア準拠）の取引及び金融商品についてより深く知ることにより便益を得られる可能性がある（IASBもスタッフもこの領域での専門知識がない）。IASBは、協議グループを設置中であり、シャリア準拠の取引及び金融商品とIFRSとの関係进行评估し、IASBの教育（主として、公開の教育セッションを通じて）に役立てるようにしている。一部の基準設定主体が行った作業が示唆するところでは、IFRSはシャリア準拠取引に関して目的適合性のある情報を提供しており、このセクターをIFRSに取り込むためにIASBが行う必要のある作業は（あるにしても）ほとんどない。しかし、IASBは、その評価自体を行える状態となるまでに、より多くの情報を入手する必要がある。我々は、マレーシア会計基準審議会に、このグループの設置についての支援を依頼した。彼らがシャリア準拠の事項に関してAOSSGに提供した有用な分析を考慮してのことである。

### 開示フォーラム

IASBは、IFRSを適用している人々が現行の開示要求の枠内でどのように開示を改善し簡素化できるのかを検討する機会を探るための、短期的な取組みを実施している。財務情報

の品質の改善に関しては、多くの関係者に果たすべき役割があることは明らかである。

開示のプロセスは執行環境の影響を受けると聞いている。作成者からの説明では、判断の適用はコストが高くなるので、チェックリスト方式で対応しているとのことであった。すなわち、自らの決定の正当化を、まず監査人に対して行い、それから、場合によっては公式に、特定の開示の欠如について質問をする規制当局に対して行う必要がある。言い換えれば、開示について判断を用い重要性を適用する作成者は、「チェックリスト」の全項目を開示する作成者よりも、詳細な調査を監査人や規制当局から受けることになる。

IASBは、その基準が、作成者・監査人・規制当局が作業を実施するための適切なツールを提供するようになる必要がある。2013年にIASBは、財務報告の開示の品質を改善するための戦略を評価するために、証券規制当局・監査人・投資者・作成者を集めたフォーラムを開催する。こうしたフォーラムは、基準設定を介在させる必要なしに短期的な開示の改善につながる可能性がある。いずれにしても、我々が受け取る情報は「概念フレームワーク」プロジェクトの開示の部分に役立つインプットとなるはずである。

## 専門的作業プログラム（続き）

### 調査研究と証拠に基づく基準設定

「意見募集」は、IASB が、個々のプロジェクトを支援し、より広範な財務報告の論点に関する思考を促進するために、調査研究の取組みを拡大する必要があることを示した。

調査研究の取組みの拡大への動機は、IASB が次のような証拠を有し、また有していると見られることを確保するのに役立つことである。その証拠とは、IASB が基準を開発した際に、意思決定を裏付けし、相反する解決策との間でどのように選択をしたのかを、IFRS の利用者が理解するのを助けるのに必要な証拠である。この文脈において、評価される調査研究は、実務的であり、IASB メンバーに、意思決定に必要な情報を提供することに重点を置く。これと対照的に、多くの回答者は、これを、IASB はスタッフに実証研究を行わせるか又はIASB の中に「シンクタンク」を開発しようとしていることを意味すると読み取った。これらの回答者は、我々にそのようなことを行わないよう求め、IASB の資源はもっと基準設定プロセスに置くべきであり、他者に調査研究の実施を委ねることを提案した。これは、IASB の計画についての誤解ではあるが、IASB が調査研究活動の性質と目的を明確に伝達することがどれほど重要となるのかを強調するのに役立つものである。

### 証拠の必要性

IASB は、多くの作業プログラムの筋道に、より証拠に基づいた評価を取り入れることを予定している。アジェンダ協議に起因するIASB の取組みの一つは、作業プログラムにプロジェクトを正式に追加することを検討する前に、財務報告の問題をもっと慎重に定義し、潜在的な解決策を評価することに重点を置くことである。大半のプロジェクトの提案は、すでに、財務報告の問題点の証拠として学術的な又は他の調査研究からの情報を織り込んでい

る。基準が実際に適用開始となる時に、各事項は解釈指針委員会の注目を受ける。同委員会は、ある事項をアジェンダに加える前に、実務に不統一があるのかどうかを判断する必要がある。最近まで、こうした評価はおおむね裏付けに乏しいものであった。解釈指針委員会は、現在、広範囲の源泉からの証拠の収集に関してははるかに体系的である。IASB が最近着手した適用後レビューのプロセスには、既存の調査研究のレビューが含まれている。

戦略レビューにおいて、評議員会は、財務報告の分野での思考上の指導力を提供するため、IASB が専任の調査研究担当者を設置するか又は設置を促進すべきだと結論した。評議員会は、こうした調査研究能力は、もっと積極的な学界の関与を含め、内部と外部との知的資源の組合せを利用することができると期待した。調査研究や収集する証拠の使用はIASB にとって新しいものではないが、より組織化された公式の調査研究能力の設置に重点を置くことで、IASB が調査研究コミュニティーに存在している豊富な専門知識と情報へのアクセスを得ることがより容易になる。IASB は、調査研究能力の開発をどのように計画しているのかを示す計画を評議員会に2013年初めに提示する。



---

## 各国会計基準設定主体及び地域団体

我々は、各国会計基準設定及び会計基準設定に関与している地域団体のネットワークの開発への取り組みを拡大している。こうしたネットワークにおけるコミュニケーションは、国際的な会計基準設定プロセスの不可欠の一部となるだろう。これらの各国及び地域の会計基準設定主体は、次のことを行うことができる。

- (a) IASB と連携した調査研究の実施
- (b) IASB の優先事項についてのインプットの提供
- (c) IASB のデュー・プロセスへの自らの法域からの利害関係者のインプットの奨励
- (d) 発生しつつある論点の識別
- (e) 各国基準と IFRS との乖離の識別及び開示の支援

IASB は、基準設定主体と地域団体をより系統的かつ正式な方法で IASB の業務に統合する方法に関する提案を、優先事項として開発中である。これには、制度的な認知の拡大が含まれる可能性がある。IASB がすでに多くの法域及び地域の基準設定主体及び関連団体とともに、前向きで協力的な方法で作業をしていることに留意することは重要である。この協力をより正式に認知するために踏むステップは、この既存の連携作業を強化するように設計されている。

## 協 議

### IFRS 諮問会議

IASB とスタッフは、このプロセス全体を通じて IFRS 諮問会議と協議を行った。IFRS 諮問会議（広範囲な地理的及び職業的背景からの 50 人以上のメンバーがいる）は、意見募集に対するインプットを提供し、当該文書に寄せられた意見について議論し、協議プロセスに関して 4 月に評議員会に報告を返した。

### 意見募集

2011 年 7 月に IASB は、一般のコメントを求めるため意見募集を公表し、コメント期限を 2011 年 11 月末とした。

IASB は、243 通のコメントレターを受け取った。すべて IASB のウェブサイトでも入手可能である。回答した組織の名称は、32 ページから 35 ページに示している。IASB は、コメントレターの分析要約を 2012 年 1 月に議論した。

意見募集には、オープン・エンド（自由な回答方式）の質問が問われた。財務報告によって直接的及び間接的に影響を受ける人々からの広範なインプットを誘引するためであった。協議の一環として、我々は、IFRS 諮問会議との協議の上、今後の数年間にわたる我々の作業計画に関する全体的な戦略アプローチ及び構成を形成すると我々が考えた主要な要素について暫定的な見解を開発する作業を行った。

我々は、IASB の作業の決定要因となる 5 つの戦略的分野があると結論を下した。これらは 2 つの主要な区分に分けられる。**財務報告の開発と既存の基準の維持管理**である。

意見募集 —  
コメント提出者



さらに、IASB は、グローバルな利益者又は特定地域の利益を代表するグローバルな会計事務所及び業界グループなどの組織からコメントレターを受け取った。グローバル：21、欧州：16、アジア・オセアニア：1

財務報告の開発が意味するのは、

- ・ 基準の整合性の強化（「概念フレームワーク」の更新の完了による）と、財務報告の有用性の改善（表示及び開示のフレームワークの開発による）。
- ・ 調査研究への投資と財務報告上の戦略的論点への対処（将来の基準設定の助けとなること、及び財務報告の将来像についての IASB の構想を開発することを目的とする）。IFRS と統合報告との相互関係の探求も含まれる。
- ・ IFRS 文書の空白部分の補充（基準レベルのプロジェクト、すなわち、新基準の開発又は既存の基準の大規模修正による）。

既存の基準の維持管理の手段は、

- ・ 新基準及び基準の大規模修正の運用上の論点について、適用後レビューの実施を通じてより良い理解を得ること。
- ・ 基準の適用の首尾一貫性と品質の改善（改訂後の基準セットから生じる適用上のニーズに、目標を絞った狭い範囲の基準の改善を利用して対応することによる）。XBRL の IFRS との統合の完全性と首尾一貫性の考慮も含まれる。

意見募集では、IASB が適切な戦略上の優先事項を識別していたかどうか及び財務報告のどの具体的な領域を IASB は優先させるべきかについて、意見を求めた。

### 投資者

投資者及び財務アナリストは、IFRS が企業に表示するよう要求している情報の主要な利用者であり、重要な利害関係者である。したがって、IASB は、財務報告の品質に関する彼らの意見を聞くことに特に関心があった。

IASB は、投資者及びアナリストから 14 通のコメントレターを受け取った（そのうちの 12 通は、投資者グループを代表する組織からであった）。投資者及びアナリストからのレターは、寄せられたコメントレターの 6% にすぎなかったが、これは他の IASB の協議と比較すると非常に高い割合である。歴史的に、投資者及びアナリストは、コメントレターのプロセスにおいて意見表明が少なめである。IASB は通常、このグループからの意見を聞くために追加的なステップを実施している。

したがって、IASB は、投資者及アナリストのオンラインのアンケート調査も実施した。これに対し、63 通の回答が寄せられた。参加者に求められたのは、IASB の作業計画に含めるよう提案されたプロジェクトの相対的な重要性及び緊急性に関する意見、及び、より一般的なものとして、財務報告のどの側面を改善すべきなのかに関するオープンな質問であった。回答は、アジア・オセアニア地域、欧州、北米及び南米を含め、世界の多くの地域の投資者及びアナリストから寄せられた。アンケート調査の回答者の約 3 分の 1 は、世界的な勢力範囲を有する組織に勤務していた。

IASB スタッフは、コメントレターの回答者の大半及びアンケート調査の回答者の多くとのフォローアップ会議や電話会談を実施した。投資者及びアナリストが財務諸表を分析する際に直面する問題を彼らが十分に理解していることを確保するとともに、これらの問題をどのように解決し得るのかに関する意見を引き出すためであった。

## 協 議 ( 続 き )

### アウトリーチ活動

IASB 及びスタッフは、財務報告に関心を有する又は影響を受けるさまざまなグループ及び個人と接触するように協議を設計した。質問は意識的にオープンなままとし、将来のアジェンダ項目を議論する際にIASBの優先事項であると彼らが考えるものをIASBに伝える機会を提供できるようにした。

これを行うにあたり、IASBは、各国基準設定主体からインプットを求め、将来の財務報告の最も重要な領域となると彼らが認識するものに関する意見を求めた。さらに、IASBは各国基準設定主体に彼らの法域でアジェンダ協議に関する認知度を高めることで取組みを支援するよう求めた。特に、IASBは、通常は基準設定の専門的な詳細に関与していないが財務報告に幅広い関心を有する人々、及び財務諸表の利用者に対して、意見を求めた。

IASB 及びスタッフは、討議フォーラム、カンファレンス、ウェブキャスト及び個々の会議など、さまざまな形態で 80 回に及ぶアウトリーチ会議を開催した。議長と副議長を含め個々のIASBメンバーが、将来のアジェンダについて、広範な作成者フォーラム、基準設定主体及び規制機関と議論を行った。

また、このトピックは、IASBが主催又は共催した9つのカンファレンスでより広く一般に提示された。さらに、12回に及ぶアウトリーチ会議が投資者向けに行われた。

80 回	アウトリーチ会議
9 回	カンファレンス
12 回	投資者を対象としたアウトリーチ会議
243 通	寄せられたコメントレター

### 公開の円卓会議

IASBは、公開の円卓会議を次のとおり開催した。

- ・ シンガポール、2012年1月12日
- ・ コネチカット、2012年3月13日
- ・ トロント、2012年3月14日
- ・ ロンドン、2012年3月23日

## 寄せられた意見と我々の対応

### 概念フレームワーク

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>優先事項</b></p> <p>回答者の大半は、健全な「概念フレームワーク」が、原則ベースの基準の成功の基礎となるものと考えている。</p>	<p>概念フレームワークが基礎となるものであることに同意する。また、「概念フレームワーク」の更新は優先事項だという点でも、回答者と IFRS 諮問会議に同意する。</p>
<p><b>方法論</b></p> <p>一部の回答者は、すべての基準レベルのプロジェクトを「概念フレームワーク」が完了するまで延期すべきだと提案した。</p> <p>他の回答者は、「概念フレームワーク」の継続的な維持管理の重要性を強調している。</p>	<p>「概念フレームワーク」は IASB が基準を開発する手助けとなる重要な文書であることに同意する。しかし、概念フレームワークの改訂を予定していることにより、IASB が必要な基準改善を行うことを止めるべきではない。現在のフレームワークは引き続き、基準設定の多くの側面について十分に役立つものである。IASB は、調査研究アジェンダに挙げられているいくつかの主要な財務報告の論点に役立てるためにフレームワークの改善を図っている。解釈指針委員会のレビューに関して寄せられた意見では、改善の一部を長期的には再検討しなければならないとしても、短期的な改善が必要なことが多いことが明らかであった。</p> <p>「概念フレームワーク」は随時、見直しを行う必要があり、経済や予想が変化するにつれて変化する可能性があることに同意する。</p>
<p><b>開示フレームワーク</b></p> <p>多くの回答者は、開示される情報が投資家にとって目的適合性が高く、作成者の負担を軽減するようにするために、開示フレームワークが必要と考えている。</p>	<p>開示フレームワークが IASB の IFRS 開発に役立つということに同意する。</p> <p>開示を「概念フレームワーク」プロジェクトの一部として検討する。また、開示フォーラムを開催して、議論を促進し、フレームワーク・プロジェクトへのインプットを提供する。</p>

## 寄せられた意見と我々の対応 (続き)

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>構成要素の定義 —— 資産、負債等</b></p> <p>多くの回答者が、資産及び負債の定義の明確化が多くの問題を解決する前提条件であると考えている。</p> <p>資産の明確な定義は無形資産のプロジェクトの出発点となる。回答者たちは、このようなプロジェクトが、料金規制産業や採掘活動に関するガイダンスの開発にも洞察を与えると述べている。</p> <p>同様に、負債の性質を定義することにより、資本に分類すべき金融商品と負債に分類すべき金融商品との区分に関する IASB の思考を前進させることになる。</p>	<p>同意する。「概念フレームワーク」は定義を提供しているが、リース、排出権取引スキーム、料金規制事業及び非金融負債プロジェクトにおける最近の基準レベルの作業により、これらの定義が IASB に、いくつかの困難な論点を解決するのに十分なほど明確なガイダンスを提供していないことが明らかとなった。</p> <p>「概念フレームワーク」の新たな構成要素セクションの開発に高い優先順位を置いている。定義の改訂をテストするために、これらの困難な基準レベルの論点の一部を使用するつもりである。</p>
<p><b>測定</b></p> <p>多くの人々が、「概念フレームワーク」の測定のセクションは拡張が必要であると指摘した。一部の人々は、測定基礎全般を見直すべきだと提案した。他の人々は、見直しが必要な特定の領域として、業績の測定や財務諸表における公正価値の位置付けに対象を絞っている。</p>	<p>フレームワークの測定セクションについて作業が必要であることに同意する。金融商品や非金融負債など、より困難な会計上の問題の多くが測定に関連している。</p> <p>「概念フレームワーク」の新たな測定セクションの開発に高い優先順位を置いている。</p>
<p><b>業績及び OCI</b></p> <p>純損益の概念、OCI の性質及びリサイクリングの概念的基礎には、すべての法域にわたり、回答者の過半数が高いレベルの重要性を与えている。これらのトピックは、投資者にとって特に目的適合性が高いものである。</p>	<p>業績、OCI 及びリサイクリングが重要で相互に関連するトピックであることに同意する。すでに「概念フレームワーク」のこのセクションに関する作業を開始している。</p>

## 調査研究

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>基準設定の堅牢な基礎としての調査研究の役割</b></p> <p>財務報告に関する戦略的論点の調査研究は、一部の人々からは「空論」だとされ、回答者の大半は優先事項と見ていない。回答者たちは、IASBはその希少な資源を、利用者のニーズの調査や、基準の変更の必要性の確認に集中すべきだと考えている。</p> <p>多くの回答者は、IASBは、調査研究の対象を既存の基準の運用上の適用に絞るべきだと提案した。弱点のある領域を明らかにし、財務報告の首尾一貫性と明瞭性を改善するために必要な修正を識別するためである。</p> <p>他の回答者は、調査研究の目的は、財務報告の変更の必要性についての証拠の提供であるべきだと考えている。この調査研究は、IFRSの空白部分を識別し、その空白をどのように埋めていくのかを検討するものとなる。</p> <p>多くの回答者は、適切な初期調査研究により、最初の段階での問題の定義の拙劣さから生じる可能性のある基準設定の開始・延期・再開のサイクルが止まると考えている。</p>	<p>我々の役割は基準設定であり、純粋な調査研究ではないことに同意する。しかし、寄せられたコメントが示すとおり、調査研究は我々の将来の基準設定アプローチにとって重要であるはずである。調査研究が提供する証拠は、IASBメンバーが問題点を評価する上で役立つともに、何を達成する必要があるのかを明確にする。</p> <p>調査研究は、当初に合意された目標を設定するために使用される。プロジェクトが基準設定フェーズに追加されるのは、問題が適切に定義され、高品質で適用可能な解決策をスタッフが識別していると我々が確信した場合のみとなる。</p> <p>評議員会は、IASBに、IASB内での調査研究能力の確立に関する計画を提示するよう求めた。これらの計画は、評議員会に2013年に提示される。</p>
<p><b>証拠に基づく基準設定</b></p> <p>プロジェクトを作業計画に追加するのは、資本市場が会計処理又は報告の変更により便益を得ると考える十分な理由がある場合のみとすべきだという全般的な意見があった。</p> <p>その考え方に従って、アジェンダ設定プロセスの最初の段階は、財務報告に問題があるという文書化された証拠の入手で構成されるべきである。一部の人々は、実行可能性の調査を、基準レベルのプロジェクトをアジェンダに追加する前に実施すべきだと提案した。</p>	<p>証拠に基づく基準設定という考えに同意する。また、調査研究は、プロジェクトを作業計画に追加する前および各プロジェクトの全期間を通じて、証拠を比較検討し、プロジェクトが目的適合性のある実務的な論点を扱うようにするために必要であるというIFRS諮問会議の提言に同意する。この評価では、合理的なコストと便益の制約内で実行可能な解決策があり、時間枠や資源の要求が適切であることを検証する。この評価プロセスは、プロジェクトの全期間を通じて繰り返し行われる。</p>

## 寄せられた意見と我々の対応（続き）

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>調査研究に基づく基準設定は独立性を補強する</b></p> <p>アジェンダ設定プロセスの基礎を調査研究に置くことにより、IASB の独立性を高め、不当なロビー活動の影響を避けるのに役立つ。</p>	<p>我々には幅広い利害関係者のグループがおり、我々のプロセスは、独立性があり客観的であるとともに、そのように見られる必要がある。調査研究主導の基準設定はそのための良い基礎となる。こうした独立性の証明は、IFRS の関係者の規模や多様性が増大するにつれて、ますます重要となるであろう。</p>
<p><b>投資者への影響</b></p> <p>多くの人々が、どこに改善が必要なのかを明確にするため、利用者のニーズに関する調査研究に現在よりも重点を置くべきだと考えていた。多くの人々が、変更が必要かどうかの評価の有用な出発点として、利用者を対象としたアンケート調査や公表された財務諸表のレビューおよび適用後レビューの結果を挙げた。一部の回答者（特に作成者）は、投資者のニーズを満たすために発生するコストについて懸念を示した。</p>	<p>我々の定款では、IASB は投資者が経済的意思決定を行う助けとなる基準を作成することに重点を置くと述べている。それは引き続き我々の目的である。我々は、投資者と接触し、彼らのニーズを調査する方法を模索し続けている。財務報告の変更を行うコストを考慮することも等しく重要である。基準開発の初期段階でこれらのコストをより適切に調査する必要がある。</p>
<p><b>学識者との接触</b></p> <p>目下のところ、IASB と学識者との接触の不足が認識されているとの指摘があった。IASB とそのスタッフにはほとんど学識者がいない。IASB は、そのプロセスに学術的な調査研究を含める効果的な方法を見出す必要がある。</p> <p>また、回答者は、学識者には通常、作成者、監査人又は投資者による財務基準の適用の経験がほとんどないとも指摘した。実務者と学識者との連携を強化する必要がある、IASB にはこの点で果たすべき役割がある。</p>	<p>調査研究の方法や学術的な調査研究全般の経験を有するIASB メンバーやスタッフは少数しかいないが、我々は、これを健全な分析を行う上での障害とは考えていない。</p> <p>重要なことは、IASB がこうしたスキルへの適切なアクセスを持つようにすることである。すでにIASB には学識者の客員研究員がおり、IASB は学識者との連携を確保し、自由な意見交換を促進できるよう接触を増やすつもりである。2011年に評議員会は、IFRS 諮問会議に任命する学識者の増員を発表した。このような協議フォーラムへの学識者のインプットを確保するためである。学術的な調査研究をIASB にとって目的適合性が高く利用しやすいものにするには、我々が調査研究能力を開発する際の目標の一つとなる。</p>



寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>調査研究ネットワークの調整役として行動し、他の機関を関与させる</b></p> <p>多くの人々は、IASB が調査研究そのものを行うのではなく、調査を実施している組織との協調や、リエゾン・グループの設立によって、必要な調査研究の調整をすべきだと考えている。このリエゾン・グループは、世界中で行われた調査研究を活用し、現在の経済状況の変化を評価することにより、国際的な調査研究ネットワークを作り出すことができる。</p> <p>回答者のほぼ全員が、IASB は外部の調査研究を現在よりも活用すべきであることに同意した。</p>	<p>現在、調査研究や、基準設定プロセスにおいて他者と協力できる方法について、全体的なアプローチを見直しているところである。</p>

## 寄せられた意見と我々の対応（続き）

### 基準レベルのプロジェクト

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>新基準</b></p> <p>一般的に、既存のガイダンスに認識されている空白部分がある若干の分野を除いて、新たな基準レベルのプロジェクトを作業プログラムに追加することは優先事項と見られていない。</p> <p>改善が必要な既存の基準の指標には、次のものがある。</p> <p>(a) 基準の重大な欠陥により、実務の不統一が生じている。</p> <p>(b) 市場や経済の変化により、既存の基準の目的適合性がなくなっている。</p> <p>(c) 既存の基準が他の基準又は「概念フレームワーク」と矛盾を生じている。</p>	<p>このメッセージは、静止期間に対する要望を反映したものと解釈している。</p> <p>アジェンダ協議により、新基準及び改訂基準を開発すべきいくつかの領域があることが明らかになった。基準レベルの作業を開始する前に問題をより適切に理解できるように、作業の方法を変更して、より詳細な調査研究を最初に実施することによって、比較的平穏な期間を作り出すことができると考えている。</p>
<p><b>透明性のあるプロセス</b></p> <p>アジェンダ設定プロセス全体を通じて利害関係者からの意見を求めることや協議に対して全般的な要望があった。一部の人々は、IASBは、作業プログラムを確定する前に、プロジェクトの提案を公表し、その影響を詳細に説明するとともに、これらの提案を一般のコメントを求めるために公開すべきだと提案した。</p>	<p>我々には、すべての人々に対して透明性がある方法で、トピックの優先事項の評価について合理的かつ整合的な基礎を使用する責務がある。</p> <p>プロジェクトの優先度をどのように設定し、IFRS 諮問会議やその他の諮問機関のインプットをどのように考慮しているのかを明確に示す必要がある。</p>
<p><b>選定規準</b></p> <p>多くの回答者が、開発における優先事項の規準としての「緊急性と重要性」の概念について論じた。他の回答者は異なる見解をとり、アジェンダの設定を、必要とされる資源と達成される効果とのバランスを見て行うべきだと考えた。</p> <p>多くの人々は、このバランスを評価する際に、「埋没」原価を過度に重視すべきではないと指摘した。我々は、部分的に完成した提案を完成させるのに要する資源に基づいて、バランスを評価する必要がある。</p>	<p>我々は選定規準を開発中であり、これは新しい「デュー・プロセス・ハンドブック」に組み込まれる。また、IASBがトピックを選定するのがどれほど困難なのかを人々が理解していると円卓会議やコメントレターを通じて耳にした。彼らが望んでいるのは、IASBが特定のプロジェクトを選定した理由の明確な説明である。</p> <p>より広範な調査研究プログラムを有するという変更により、IASBは自らの優先事項の設定が容易となると考えている。</p>

## 適用後レビュー

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>レビューの範囲</b></p> <p>IASB のデュー・プロセス・ハンドブックでは、基準の開発中に議論が多かった項目や予期せぬコストを生じさせた項目の取扱いにおける適用後レビューの役割に言及している。これを一部の人々は、IASB が新しい要求事項に関する幅広いレビューを行うことを妨げるものと解釈している。回答者の大半は、適用後レビューは、当該基準の目的が達成されたのか、当該基準は財務報告の目的を推進しているかといった幅広い質問に答えるべきだと考えている。</p> <p>多くの人々は、これらのレビューを利害関係者が懸念を抱いている領域について行うべきだと考えている。幅広く聞かれた意見では、重大な適用上の問題が生じている場合や、寄せられた意見により当該基準が利用者の懸念に対応していないことが示唆されている場合には、いつでも適用後レビューに着手すべきだとしている。</p>	<p>適用後レビューの目的は、新基準の開発時に行ったすべての決定事項および提起されたすべての論点を再考することではない。しかし、IASB も評議員会も、基準の開発時に議論が多かったものとして識別された事項に、レビューを人為的に制限すべきだとは考えていない。</p> <p>財務報告の改善という目標は、あらゆる新基準の基礎となるものであり、新基準の品質に対する懸念は、適用後レビューのプロセスの一部として常に検討すべきものである。評議員会は、デュー・プロセス・ハンドブックを、この改訂後のアプローチを反映するように更新した。</p> <p>適用後レビューは、新基準の適時なレビューを確保するように設計されている。適用後レビューのプロセスの範囲に含まれていない「古い」基準の修正を検討する必要があるかどうかを評価するために、定期的なアジェンダ協議を使用する。</p>

## 寄せられた意見と我々の対応 (続き)

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>レビューの時期</b></p> <p>レビューは、新基準の発効日から約2年後に実施が予定されている。</p> <p>一部の人は、これは、予期せざる適用上の問題点を識別し、それを変更の他の影響と区別するには遅すぎると考えている。</p> <p>他の人は、これは、変更により財務報告の品質が改善したかどうかを評価するには早すぎると考えている。このような分析は学術研究に依拠する。これには、一般的に、2年間の基準の適用から通常得られるデータよりも多くのデータが利用できることが必要である。</p>	<p>適用後レビューのプロセスは厳格ではなく、我々が行う唯一のレビュー・プロセスでもない。</p> <p>我々には、新基準の公表時から積極的なレビュー・プロセスがある。スタッフとIASBメンバーは、新しい要求事項のそれぞれの公表後に、監査人・規制機関・作成者と会合する。2年間では短すぎて新基準の有効性を評価できないかもしれないことを認識している。デュー・プロセス・ハンドブック改訂案は、この懸念を反映し、新基準が国際的に適用されてから2年後に適用後レビューを行うことを要求している。不十分な情報しかその段階では利用可能でない場合には、適用後レビューの報告書では、IASBが調査研究プログラムの一部として利用可能な文献のレビューを継続すべきだと提言するかもしれない。IASBが適用後レビューのプロセスをいつ開始すべきかについて何らかの規律を有することが重要だと考える。</p> <p>我々の作業プログラムの3年ごとのレビューも、以前に適用後レビューの対象となったトピックを見直す機会を提供する。</p>
<p><b>適用後レビューの構造</b></p> <p>一部の回答者は、IASBは、コメントレターのプロセスを通じて幅広いインプットを求め、寄せられた意見について透明性のある分析を行い、それらの意見に基づいた決定を行うべきだと提案した。大半の人は、IASBは方法論をある程度詳細に定義し、レビューを開始する前に提案に対する意見を求めるべきだと提案している。</p>	<p>適用後レビューの方法論を開発する際に、幅広く協議を行い、我々にとって最初の、IFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビューでその方法論を用いた。透明性に関して受け取ったメッセージへの対応として、レビューのプロセスの初期段階に公開協議のステップを導入した。プロセスの初期段階で「情報要請」を公表することにより、よりオープンで透明なプロセスを提供すると考えている。</p>

## 適用の支援及び基準の維持管理

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>適用の支援及び維持管理への重点</b></p> <p>多くの回答者が、IASB は適用や維持管理に十分な資源を投入してこなかったと考えている。</p> <p>回答者たちは、既存の基準の首尾一貫した適用こそが、世界的に高品質な財務報告の基礎となるはずだと強調している。他の人々は、基準の品質は、それがどれだけ簡潔で首尾一貫して適用されているかによって判断されると述べている。一部の回答者は、原則ベースの基準セットは作成者の負担を増大させる可能性があるとして述べている。</p> <p>これらの理由により、回答者の大半は、IASB が今後 3 年間にこの領域にもっと重点を置くことに同意した。</p>	<p>解釈指針委員会に関する評議員会のレビューの実施により、IASB と解釈指針委員会が、適用と維持管理の問題にもっと対応できるようにする。</p>
<p><b>初度適用国</b></p> <p>多くの人々は、IFRS の採用を検討している法域には特別の支援が必要だと考えている。多くの人々は、個々の法域を支援するために特別の資源を振り向けるべきだと考えている。</p>	<p>IFRS 第 1 号「IFRS の初度適用」の改善方法についての提案を引き続き受け入れる。</p>
<p><b>新興経済圏</b></p> <p>一部の回答者は、新興経済圏におけるビジネス実務や慣行にもっと注目すべきだと考えている。彼らは、これまでの基準設定は欧州や北米に集中しすぎていると考えている。</p>	<p>新興経済圏は、独自の技術的・実務的問題を抱えている。例えば、市場が活発でない場合には、具体的な測定の問題の対象となる可能性がある。</p> <p>2011 年に、これらの法域を支援できる方法を検討するために、新興経済圏グループを設置した。</p>

## 寄せられた意見と我々の対応（続き）

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>解釈指針委員会の役割</b></p> <p>多くの回答者は、解釈指針委員会には基準の維持管理に重要な役割があり、その領域での活動の責任を引き受けるべきだと考えている。解釈指針委員会は、解釈指針や、年次改善プロセスを通じて修正を提供すべきであり、世界的な適用上の論点に、狭い範囲のプロジェクトを通じて対処すべきである。多くの人々が、IASBは、解釈指針委員会が実施すべき作業の明確化を検討するとともに、この作業にどのレベルの資源を割り振るべきかを決定すべきだと提案している。</p> <p>解釈指針委員会は、IFRSの「即効的」な改善をもたらす狭い範囲の改善を最優先すべきだと提案があった。多くの人々が、大量の資源を必要としないが国際的に適用の質と首尾一貫性の大幅な改善となる取組みが多くあると考えている。</p>	<p>解釈指針委員会に関する評議員会のレビューも、解釈指針委員会は、広範なツールの提供を受け、適用及び維持管理の論点の対処にもっと積極的になるべきだと結論を下した。</p> <p>評議員会のレビューの提言の実施にあたり、我々は、解釈指針委員会とIASBとの間の作業の取決めを強化した。</p> <p>解釈指針と狭い範囲の改善との区別は、同じ結果を達成する場合には、恣意的となる可能性があることも認識している。</p> <p>我々は解釈指針委員会に、最も効率的かつ効果的な方法でそれぞれの適用の問題に対処するための解決策を提案することをますます求めるようになっていく。IASBは、すべての解釈指針及びすべての基準修正を公表する責任を維持している。</p> <p>解釈指針委員会のアジェンダ選定と却下のプロセスの見直しも行った。これは解釈指針委員会の役割の明確化に役立つ。</p>

## 基準設定プロセス

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>現在のプロジェクト</b></p> <p>多くの回答者は、IASB は作業計画上の 4 つの主要プロジェクト（金融商品、保険契約、リース、収益認識）の完成を優先すべきだと考えている。</p>	<p>IASB はこれらのプロジェクトの完成を約束している。IASB と FASB は引き続き、4 つのトピック領域すべてにおける財務報告を改善する必要があると考える。</p>
<p><b>静止期間</b></p> <p>IASB の最初の 10 年は、絶え間ない変化の 10 年間だったと広く受け取られている。2004 年の安定的プラットフォーム、MoU プロジェクト及び金融危機は、2008 年から 2013 年の 5 年間で非常に活発であったことを意味する。我々は、このような活動が 2013 年以降も続く予想する。しかし、現段階で静止期間に対する非常に幅広い要望がある。</p> <p>多くの回答者が、IASB は、新基準の適用の支援と IFRS を初めて採用する法域の支援の双方への追加的な配慮に全般的に努力を集中すべきだと述べた。</p>	<p>変化を少なくすることへの要望を承知し理解している。しかし、作業計画上の 4 つの残りの主要プロジェクト（金融商品、リース、収益認識、保険契約）を完了することは非常に重要だと考えている。また、維持管理（解釈指針及び狭い範囲の改善）が大半の回答者にとってどれほど重要であるのかも聞いた。したがって、我々の責任を果たそうとするならば、変化は避けられない。</p> <p>しかし、我々の新しい作業プログラムは、概念フレームワーク及び調査研究プロジェクトの中核の構築に重点を置くように設計されている。これは静止期間を作り出すことになる。なぜなら、調査研究プログラムにおいて識別されたトピックについての関連する調査研究フェーズが完了するまでは、大規模な広範囲の基準設定プロジェクトを開始する可能性は低いからである。</p>

## 寄せられた意見と我々の対応 (続き)

寄せられたコメント	我々の対応
<p><b>パートナーとの効果的な作業</b></p> <p>大半の回答者は、IASB が各国基準設定主体とのパートナーとしてどのように活動できるのかを明確にすることが重要と考えた。地域フォーラムやフォーカス・グループも、IASB に対して追加的な資源を提供するものとして一部の回答者から特定された。</p> <p>回答者が強調した便益の中には、次のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準の開発にすべての市場や経済圏を含めることは重要である。あるトピックに最も関連性のある地域における地域グループを利用することにより、地域の専門知識や経験が IASB に伝わるようになる。</li> <li>● 広い範囲のメンバーから地域グループへの情報の流れは、地域グループに、より多くの解決策の候補を識別する可能性を与える。</li> <li>● 各地域及び各国の調査研究を利用する結果として、基準設定プロセスへのすべての利害関係者の当事者意識が高まる。</li> <li>● 地域フォーラムが議論の多い論点に焦点をあてることを奨励する結果として、IASB は基準の開発中に中立の立場を維持することができる。</li> <li>● 地域的な調査研究が世間の注目の中で実施された後には、個々の結論に至る際にコメントが促進される。</li> </ul>	<p>さまざまなパートナーが我々の基準設定の作業を支援することができ、そうする意欲もあることに感謝している。</p> <p>基準設定主体と地域団体を IASB の作業にもっと体系的な正式な方法で統合する方法に関する提案を、優先事項として開発中である。これには、おそらく制度的な認知の拡大が含まれる。留意することが重要なのは、IASB がすでに多くの法域及び地域の基準設定主体及び関連団体とともに前向きな協力的な方法で作業をしていることである。この連携作業を強化するために、この協力をより正式に認知するためのステップが設計されている。</p>



## コメント提出者

---

A.S.A Abfall Service AG	Autorités Canadiennes en Valeurs Mobilières (ACVM)
Accounting Council [former Accounting Standards Board UK (ASB)]	[The Canadian Securities Administrators Chief Accountants Committee (CSA)]
Accounting Standards Board of Canada (AcSB)	Baker Tilly
Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria, S.A. (BBVA)
Accounting Standards Council (ASC) [Singapore]	Bank of America Merrill Lynch
Accounting Standards Oversight Council (AcSOC) [Canada]	Barclays PLC
Canadian Electricity Association (CEA)	BDO International
American Academy of Actuaries	BDO China Da Hua Certified Public Accountants Co. Ltd.
American Gas Association (AGA)	Boustead Plantation Berhad
American Institute of CPAs (AICPA)	BP p.l.c
American Petroleum Institute (API)	British Bankers Association (BBA)
Anglo American Platinum Limited	British Columbia Ferries Services Inc. (BC Ferries)
Asia Oil Palm Sendirian Berhad	British Telecommunications plc (BT)
Asian-Oceanian Standards Setters Group (AOSSG)	Bundesverband deutscher Banken e.V [Association of German Banks]
Associação Brasileira de Distribuidores de Energia Elétrica (ABRADEE) [Brazilian Association of Distribution Companies]	BusinessEurope
Association Actuarielle Internationale (AAI) [International Actuarial Association (IAA)]	Canadian Energy Pipeline Association (CEPA)
Association des Banquiers Canadiens (ABC) / Canadian Bankers Association (CBA)	Canadian Electricity Association (CEA)
Association for Financial Markets in Europe (AFME)	Canadian Institute of Chartered Accountants (CICA)
Association française des entreprises privées (AFEP) [French Association of private companies]	Canadian Life and Health Insurance Association (CLHIA)
Association of British Insurers (ABI)	Canadian Natural Resources Limited
Association of Chartered Certified Accountants (ACCA)	Canadian Public Accountability Board (CPAB)
ATCO Group Ltd.	Carin van Mourik
Atlas Copco Group Centre	Cenovus Energy Inc.
Australia and New Zealand Banking Group Limited (ANZ)	Centrica plc
Australian Accounting Standards Board (AASB)	Certified General Accountants Association of Canada (CGA)
Australian Institute of Company Directors (AICD)	CFA Institute
Austrian Financial Reporting And Auditing Committee (AFRAC)	CFA Society of the UK
Autorité des normes comptables (ANC) [French standard-setting body]	Charities SORP Committee
	Chartered Accountants Ireland
	Chartered Institute of Public Finance and Accountancy (CIPFA)
	Chevron Corporation
	China Accounting Standards Committee (CASC)
	Chinese Institute of Certified Public Accountants (CICPA)

## コメント提出者 (続き)

---

Chris Barnard	Elinkeinoelämän Keskusliitto (EK) [Confederation of Finnish Industries]
Christian Aid	Emirates NBD Bank (PJSC)
Citigroup Inc.	Ernst&Young
Climate Disclosure Standards Board (CDSB)	Eumedion [Corporate Governance Forum]
Colegio de Contadores de Chile [Chilean Association of Accountants]	European Accounting Association (EAA)
Comisión Especial de Normas Contables y de Auditoría (CENCYA) [Special Commission on Accounting and Auditing - Spain]	European Association of Co-operative Banks (EACB AISBL)
Comite de Pronunciamentos Contábeis (CPC) [Brazilian Accounting Pronouncements Committee]	European Banking Authority (EBA)
Comité Européen des Assurances (CEA) [European Insurance and Reinsurance Federation]	European Banking Federation a.i.s.b.l. (EBF)
Committee for Mineral Reserves International Reporting Standards (CRIRSCO)	European Commission
Commonwealth Bank of Australia (CBA)	European Committee of Central Balance-Sheet Data Offices (ECCBSO)
Confederation of British Industry (CBI)	European Federation of Financial Analysts Societies (EFFAS)
Consejo Mexicano para la Investigacion y Desarrollo de Normas de Informacion Financiera (CINIF) [Mexican Council for the implementation and overview of financial information]	European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG)
Contrôleur des finances de Québec [Comptroller of Finance of Québec]	European Insurance CFO Forum
CPA Australia Ltd	European Round Table of Industrialists (ERT)
Corporate Reporting Users Forum (CRUF) [UK]	European Savings Bank Group (ESBG)
Credit Suisse Group	European Securities and Markets Authority (ESMA)
Deloitte Touche Tohmatsu Limited	External Reporting Board of New Zealand (XRB)
Denise Silva Ferreira Juvenal	Federacion Argentina de Consejos Profesionales de Ciencias Economicas (FACPCE) [Argentina Federation of Professional Councils in Economic Sciences]
Deutsche Bank AG	Federal Energy Regulatory Commission (FERC)
Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung e.V. (DPR) [The Financial Reporting Enforcement Panel (FREPP)]	Fédération Bancaire Française (FBF) [French Banking Federation]
Deutschen Rechnungslegungs Standards Committee e.V (DRSC) [German Accounting Standards Committee]	Fédération des Experts Comptables Européens (FEE) [The Federation of European Accountants]
Dewan Standar Akuntansi Keuangan (DSAK) [Indonesian Accounting Standard Board]	Financial Executives International (FEI) [Canada]
EDF Group	Financial Reporting Council (FRC) [Australia]
Edison Electric Institute (EEI)	FirstEnergy Corporation
EIRIS Foundation	Freeport-McMoRan Copper & Gold Inc.
	Freudenberg & Co. Kommanditgesellschaft
	Fujitsu Limited
	GazMetro
	Genting Plantations Berhad

---

Global Accounting Alliance (GAA)	International Association of Consultants, Valuers and Analysts (IACVA)
Goldcorp Inc.	International Association of Insurance Supervisors (IAIS)
Grant Thornton International Ltd	International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB)
Group of 100 (Australia)	International Banking Federation (IBFed)
Group of North American Insurance Enterprises (GNAIE)	International Business Machines (IBM)
Grupo Latinoamericano de Emisores de Normas de Información Financiera (GLENIF) [Group of Latin American Standard Setters (GLASS)]	International Corporate Governance Network (ICGN)
Heads of Treasuries Accounting and Reporting Advisory Committee (HoTARAC)	International Energy Accounting Forum (IEAF)
Hermes Equity Ownership Services	International Network of Insurance Associations (INIA)
Hess Corporation	International Organisation of Securities Commissions (IOSCO)
Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (HKICPA)	International Public Sector Accounting Standards Board (IPSASB)
HSBC Holdings plc	International Swaps and Derivatives Association Inc (ISDA)
Hundred Group	Investment Management Association (IMA)
Hydro-Québec	IOI Group
IFRS Interpretations Committee	J.H.G. Milne
IJM Plantations Berhad	Japanese Bankers Association
Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V. (IDW) [Institute of Public Auditors in Germany]	Japanese Institute of Certified Public Accountants (JICPA)
Institut des Actuairens en Belgique (IABE) [Institute of Actuaries in Belgium]	Japanese Society of Certified Pension Actuaries
Institute for the Accountancy Profession in Sweden (FAR)	Jardine Matheson Ltd
Institute of Certified Public Accountants in Ireland (CPA)	Jong-Cheon Lee and Jongsoo Han
Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)	Komitet Standardów Rachunkowoci [Polish Accounting Standards Committee]
Institute of Chartered Accountants of India (ICAI)	Korea Accounting Institute (KAI)
Institute of Chartered Accountants of Scotland (ICAS)	Korea Accounting Standards Board (KASB)
Institute of Certified Public Accountants of Singapore (ICPAS)	KPMG
Institute of International Finance (IIF)	Landcorp Farming Limited
Institute of Management Accountants, Inc. (IMA)	LANXESS AG
Instituto de Contabilidad y Auditoría de Cuentas (ICAC) [Accounting and Auditing Institute of Spain]	Liberty Holdings Ltd
Intellectual Ventures Management, LLC	Life Insurance Association of Japan (LIAJ)
International Air Transport Association (IATA)	Linde Group
	M P Evans Group PLC
	Macquarie Group Limited
	Malaysia Malaysian Palm Oil Association (MPOA)

## コメント提出者（続き）

---

Malaysian Accounting Standards Board (MASB)	REESA Real Estate Equities Securitisation Alliance
Malcolm Howard	Repsol
Manitoba	Richard Moreton
Marketing Accountability Standards Board (MASB)	Rio Tinto plc
Mazars	Roche Group
Michael A St Claire-George	Rosneft Oil Company
Microsoft	RSM International Limited
Ministry of Finance, British Columbia	Rubber Trade Association of Europe
MSU	Securities and Exchange Board of India (SEBI)
Namarata Maheshwari	Security Analysts Association of Japan (SAAJ)
National Accounting Standards Board of Russia (NASB)	Shell International B.V
Nestlé S.A.	Siemens AG
New Britain Palm Oil Limited	Sipef Group
New Zealand Institute of Chartered Accountants (NZICA)	SIX Swiss Exchange
Nicolaas Smith	South African Institute of Chartered Accountants (SAICA)
Nippon Keidanren [Japan Business Federation]	Standard Life Investments
Norsk RegnskapsStiftelse (NASB) [Norwegian Accounting Standards Board]	Statoil
Oil Industry Accounting Committee (OIAC)	Stock Exchange of Hong Kong Ltd
Ontario Ministry of Finance	Svenskt Näringsliv [Confederation of Swedish Enterprise]
Organismo Italiano di Contabilita (OIC) [Italian standard-setting body]	SwissHoldings [Federation of Industrial and Service Groups in Switzerland]
Pan-China Certified Public Accountants Ltd	Syngenta International AG
Peabody Energy Corporation	Teck Resources Ltd
PetroChina Company Limited	TransCanada Corporation
Petróleo Brasileiro SA - Petrobras	Tropical Growers Association Ltd
Pitcher Partners	Unico-Desa, Plantations Berhad
PricewaterhouseCoopers (PWC)	Unilever
Prof. Dieter Gloeck	Union of the Electricity Industry (EURELECTRIC AISBL)
Publish What You Pay / Revenue Watch Institute	United Malacca Berhad
Quoted Companies Alliance (QCA)	United Plantations Berhad
R.E.A Holdings Plc	Verband österreichischer Banken und Bankiers [Austrian Bankers' Association]
Raad voor de Jaarverslaggeving [Dutch Accounting Standards Board (DASB)]	Verbond van Verzekeraars [The Dutch Association of Insurers]
Radet for Finansiell Rapportering [The Swedish Financial Reporting Board]	Vereinigung zur Mitwirkung an der Entwicklung des Bilanzrechts für Familiengesellschaften (VMEBF)

---

Wirtschaftsprüferkammer (WPK) [Chamber of public accountants]

Wolfson Microelectronics plc

World Bank

Wüstenrot & Württembergische AG

Yapidmas Plantation SDN. BHD

Zambia Institute of Chartered Accountants (ZICA)